

諮問日：平成30年2月27日（平成29年度（最情）諮問第86号）

答申日：平成30年7月20日（平成30年度（最情）答申第25号）

件名：司法修習生の採用選考における不採用者数が分かる文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「第71期司法修習生の採用選考申込みにおいて不合格となった人の数が分かる文書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「裁判官会議（第28回）議事録抜粋（平成29年11月8日開催）」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年1月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

第71期司法修習生の採用選考申込みにおいて不合格となった人の数は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当しないから、本件開示文書のうち不採用者名簿について、不採用者の人数が分からないように全面的に不開示としたことは不当である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

第71期司法修習生採用選考における不採用者は少数であり、不採用者名簿中の標題を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）を明らかにすると、

不採用者が特定される可能性や不採用となった理由が特定される可能性があるから、本件不開示部分は法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年2月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月20日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年6月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 原判断においては、本件開示文書のうち不採用者名簿について、標題を除く部分が余白を含めて不開示とされているところ、見分の結果によれば、本件不開示部分には少人数である不採用者が記載されていることが認められる。このような記載内容に照らせば、本件不開示部分の記載内容から不採用者の数が明らかとなり、ひいては不採用者が特定される可能性や不採用となった理由が特定される可能性があるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は法5条1号に規定する個人識別情報と認められ、同号ただし書きからハまでに相当する事情は認められない。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人